

令和3年(ラ)第172号

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

令和4年12月9日

上 申 書

広島高等裁判所第4部 御中

相手方訴訟代理人弁護士

田 代



同弁護士

松 繁



同弁護士

川 本 賢



同弁護士

水 野 絵 里 奈



同弁護士

福 田



同弁護士

井 家 武



頭書事件については、令和4年7月20日開催の進行協議を踏まえた御庁からの令和4年8月22日付け事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）により、今後の審理計画（以下「本件審理計画」という。）が示され、抗告人らは、令和4年11月末までに、抗告人らの最終的な主張疎明の準備を行うこととされている（本件事務連絡別紙の3）。

抗告人らは、令和4年11月30日付け上申書を提出し、相手方のプレート間地震の地震動評価に関する専門家意見書を令和4年12月末日目途に提出予定である旨を述べるが、抗告人らによる専門家意見書の提出は、抗告人らの「疎明」として行われるものであることから、本件審理計画に基づき、令和4年11月末までに行われるべきである。抗告人らは、令和4年4月14日付け上申書（3頁）において、専門家意見書の提出には「相応の時間を要する」と述べているが、本件審理計画における抗告人らの最終的な疎明の準備期間（令和4年11月末）は、抗告人らが抗告を行ってから1年以上、また、抗告人らが当該上申書を提出してから半年以上が経過していることから、抗告人らが疎明を準備するための十分な期間が確保されていた。そもそも、抗告人らは、令和4年6月30日付け上申書において、相手方のプレート間地震の地震動評価の論点に係る主張は、令和4年9月末頃に提出予定であると述べていることから、当該主張の疎明資料である専門家意見書は、令和4年9月末頃までには提出されるべきものである。

また、抗告人らは、今後の主張反論を補充した争点一覧表を後日提出予定である旨を述べるが、抗告人らによる争点一覧表の提出は、抗告人らの「主張」として行われるものであることから¹、本件審理計画に照らせば、令和4

¹ 抗告人らは、令和4年4月14日付け上申書（1頁）において、「今後予定する主張立証項目」として、「1 原審における争点一覧表に係る主張」を挙げており、また、令和

年11月末までに行われるべきものである。そして、抗告人らは、令和4年8月8日付け意見書（7頁）において、求釈明を予定している旨を述べており、本件審理計画で示された抗告人らの主張疎明の準備期間内において、求釈明をし、これに対する相手方の回答を踏まえて争点一覧表を補充することが可能だったのであるから、今回の求釈明に対する相手方の回答についての抗告人らの主張・反論を争点一覧表に補充することは、本件審理計画で定められた抗告人らの最終的な主張疎明の準備期間を徒過することが認められる理由とはならない。

以上のとおり、抗告人らによる専門家意見書及び争点一覧表の提出は、いずれも本件審理計画に反するものであって、審理を遅延させることは明白である。また、十分な準備期間と機会があったにもかかわらず、期限までにこれらの書面を提出しなかったのであるから、これらの書面を本件審理計画で定められた抗告人らの最終的な主張疎明の提出期限後に提出することは、時機に後れたものといえる。

したがって、御庁においては、抗告人らによる専門家意見書及び争点一覧表の提出を認めるべきではないと考える。

なお、相手方は、本件審理計画に従い、令和4年11月末までに抗告人らから提出されている準備書面に対して反論等を行う最終的な準備書面を、令和4年12月末までに提出する予定である。抗告人らの求釈明に関しては、上記審理計画の点に加えて、その内容からしても、相手方は、これに回答する必要がないと考えているが、抗告人らの求釈明に関する御庁の考え方が示された場合には、御庁の考え方も踏まえて、何らかの回答をする用意はある

4年6月30日付け上申書（2頁）においても、「原審における争点一覧表に係る主張」について言及しているように、抗告人らは、争点一覧表を「主張」と捉えている。

ので、念のため申し添える。

以 上